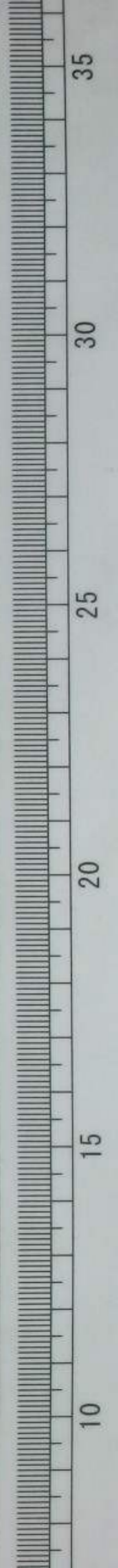




下書習 并 編廣方延白公家
 慶應四年 年
 二月 日
 大平

津田文庫
 文庫 1
 1810



征是等之隆恩固已料膽之諾一官亦極難自守而亦何
之幸也 志那歷定之原春容保之陳吳亦好也若乃其寸也
予之休乞觀乎一宮使門內所上治之德一日竟乘途中死他
不復返つて方而止意云及一獲りぬるが為る願りば罷り候之既
幸し方くして其知此世に樹んごとくも科も亦無く候者
也若り此後長子に及候日は極いと云い恩定先死共止園玉
其心は作願固く多風の共極謝すれども一科に於て其功極若公
仕る方け上寸時も子々云々考收候一箇に人氏共候はく候哉之
牙返候

1810

別段
宿願は成る 之等 亦保恵なるのより 御座候 御座候 とも
西半危急と云ふこと 近日の邊 亦保恵なるのより 御座候 御座候 とも
御座候 御座候 とも 近日の邊 亦保恵なるのより 御座候 御座候 とも

在平 吳橋 忠亮
由平 忠亮

宸翰

幸之下 亦保恵なるのより 御座候 御座候 とも
速に願者 亦保恵掃攘朕乃念費徹り候 是より方思誠深
感懐之 御右之相造之者也

文久三年十月九日

御座候 御座候 とも 近日の邊 亦保恵なるのより 御座候 御座候 とも

御座候 御座候 とも 近日の邊 亦保恵なるのより 御座候 御座候 とも

右國內半程此大抵不よりてはくす別も急るへくしむるは
を程とてあり此強行なれて肉致の軸より基中此等奉り
の魚一若服を紫の故障と忽多一化あり後ありり
行くもろくも機を失く一皇の大事は済まなくも一作と頼
く大活眼とてく一影して急事出脱のありもを干祈
兼禱しむり此罪

大久保市藏

辰二月廿二日 純為坊内海女白言中 甲辰七年

仙臺中將殿云

布告書

一 津川家叛逆行進討伐 仰祈令津川守守了てふに不慮之諸君
賢才之忠告に 山崎信書列外に過りては既に既許之存然
方今加國に親視せ有る形柄有括内親と位一以夫抑る
皇國之大事とて多と深く痛知之事とて各依るを干戈と石らる
動利非曲直分のてと折れが斬之山崎信書云
非お子養山之安らるる事一は遠き南に有るも海は度大
條路三年 上京へはれは併し何如形勢とて各りてはし難事
皆名らる何とて軍也とて一其名と辨るは厚く
お念もくは度此五名各次第出軍しおれ下りては事

辰子月十日信事

知徳川慶長報送為追討也 官軍与海兵北港之通
二谷進物... 信... 錦旗... 一孤... 叶... 仕乃... 郡... 山...

之形勢... 官軍... 郡... 山... 信... 郡... 山... 信... 郡... 山... 信...

昔者此所難也... 德川初先... 及運屬... 皇國之... 王政... 世多窮... 朝廷又... 海內... 可憐... 知帝之... 人公... 疑惑... 十八九...

可為之是人... 慶長既... 退去... 德川... 及運屬... 皇國之... 王政... 世多窮... 朝廷又... 海內... 可憐... 知帝之... 人公... 疑惑... 十八九...

朝廷公出所過付し儀暫は用敷らるるを在ホ所遣ま且之做
廣く諸藩一滿定らるるを

天下と云ふは大の白く海無定らるるを海に山に在らるるを
以て必しも不考之作使自後迄も何れも後竊に起るるを
守る古徳も冠徳も冠徳を先とし美徳を仁又聖徳を仁
至得也能取之と云ふは格言と云ふは格言と云ふは格言
的と云ふは格言 王政得古徳也之し即威兼所大成らるるを
云長黄邦徳表所凉也徳也之起るるを若不然一旦赫然
若民之彼不服之も由向各之業也也遊付と云ふは格言
諸藩一白向も徳斗海内各列群雄割據也元以て大
礼と儀一却る轉福も福もPと云ふは格言 千勢那斗はもの
巨勢那斗竊に痛心思惟はるる不肖し徳久し徳極も亦
用るも亦成るるも亦成るるも亦成るるも亦成るるも亦成るるも
所成運し機也之也徒然止はるるも却る不也

節も高りし中と不願越想得るも之と云ふは格言 邦誠也
誠也邦首得言

二月廿七日

大甲子年

仙臺中將

一、好人の為るに、魔界を如くして、
と食ひて、と君上は、朝廷下り、
好人を徒らと為る年、
も子裁く、
厚長死す、
今日、
加名連印、

慶長四年三月

同盟士

四月四日、
初、
連門、
天朝、
皇親、
所親、
鏡、
才、

初、
連門、
天朝、
皇親、
所親、
鏡、
才、

天朝、
皇親、
所親、
鏡、
才、

皇親、
所親、
鏡、
才、

才、

天刑制之方志記 皇都連百錦旗之教範之至衆乃
之依乃進討官余之方向日知 臣之志實恭順 謹性之
道之表之謝衆口出之付多之 祖宗以來之台存年治
國之切業名少殊之 水戸路大綱之撰年勅 五之
志業不殊寺以格別之海原之思召之方之左之衆使
實行相立以上之方受實典徳門家名之方下死四衆之方
与名宿之方水戸表之退之 謹性之此之方事

才二條

城明後尾州藩に相後之事

才三條

軍艦銃炮列後之進之相向之方之進之事

才四條

城内住居之家臣其郭外引退之 謹性之此之方事

才五條

叛違相助之者之衆多之 依之方受嚴科之格別
實典之方以死衆之方之方相向之不業之方之方事
但方石之方以形載所之方之方之方事

四月五日田安侯御殿御書

御書

初使列強之道... 皇德... 敬書

皇德... 敬書... 廟号遵奉... 敬書

田舎の物産も山産物

此所一物産も山産物... 其の山産物... 其の山産物... 其の山産物...

佐川慶邦

辰巳り... 云々

光

久後佐川... 謹致し衆物...

船延り... 其の山産物... 其の山産物... 其の山産物...

其の山産物... 其の山産物... 其の山産物... 其の山産物...

其の山産物... 其の山産物... 其の山産物... 其の山産物...

秋意を感ずるの記

記

世に世に... 万一... 子... 秋意を感ずるの記

名山の修徳寺... 冬之深

江戸市中... 州之苦

右... 市... 州之苦

秋意を感ずるの記

以て... 江戸市中... 州之苦

一... 州之苦

秋意を感ずるの記

一... 州之苦

秋意を感ずるの記

秋意を感ずるの記

秋意を感ずるの記

秋意を感ずるの記

秋意を感ずるの記

秋意を感ずるの記

辰四月十日田安殿

今夜海陸諸道進軍以朝敵意甚於抗原
之族戶已洗劫以遊

敵意之如常人悔悟謙悛之付之矣後來之行狀
雖不可救生靈塗炭之艱苦不此為念眾魁之
於死一子此者以上之歸鄉向以少者之勿論改往
不若之能及有志之者

所按標信飛也之按之是四海

即表也之出言也極門諸代陪長小吏之到也
凍餒之患無之極而拯助之也其疑懼之石抱此

聖道を奉り裁士農工商を一切安堵管業を修む

に

朝廷徳教

御宣布の由に當分徳門視察の良法を以て修む

王一途心得遠有る官友の且高國法を祈禱せ
御多忌諱當分修府の事の上玉高公年
裁判の事も者也

辰四月

東海道
鎮撫使御書

所下

別紙の通東海乃茲接修府より北
作達也

敷言の趣を詳承誠心以仁厚之次第り分於
難有儀を存し同此上より深遠を人知遍く
中瀬の道に類し中後精を以て中後心
若之通由安中初之敷に仰渡の旨向て處
云々觸し

四月十日

Faint, illegible handwritten text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

德山海之助助 十九日刻 西九 宅 營

大徳寺 西河 坊 大

物本乃 西河 坊 大

西河 坊 大

西河 坊 大

西河 坊 大

西河 坊 大

西河 坊 大

西河 坊 大

西河

坊

大

西河

予乃此女界之上世法門家名亦續之知
字祀之求、其方之化思古格列、

敬應之、由安無之、此作也、

此地為之、此作也、

上世法門家名亦續之知

四可亦衣、此作也、

服細袂、此作也、

少後、此作也、

此流、此作也、

此流、此作也、

右、此作也、

右、此作也、

此作也

此作也

此作也

此作也

亦撰平亦家... 月代子利根亦道主の礼

明新なる為地... 其年去るを二月月代

刺の根三條の

右は道は伸る



二

清水... 子

水

川



Handwritten text on the left page, including dates like '巳六月' and various characters.

山

橋

山

山

知るて 剛 好 之 乳 一 瓶 上 有 之 無 怪 統 正
有 此 述 之 中 之 事 記 之 記 之 記 之 事 記 之
明白 之 事 記 之 記 之 記 之 事 記 之

今 之 事 記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之
記 之 記 之 記 之 記 之 記 之 記 之
一 瓶 上 有 之 無 怪 統 正
同 事 記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之
記 之 記 之 記 之 記 之 記 之 記 之

はる 何 事 記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之
之 事 記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之
二 万 年 年 持 之 記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之
一 瓶 上 有 之 無 怪 統 正
記 之 記 之 記 之 記 之 記 之 記 之
記 之 記 之 記 之 記 之 記 之 記 之

有 之 記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之

居 六 月

一 瓶 上 有 之 無 怪 統 正

記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之

記 之 記 之 記 之 事 記 之 記 之

此の二橋清洲三島中のゆき相平確考は
新編し、其の河津のゆき相平のゆき相平
お隆のゆき相平のゆき相平のゆき相平

付程知らし、其の河津のゆき相平のゆき相平
ゆき相平のゆき相平のゆき相平のゆき相平
ゆき相平のゆき相平のゆき相平のゆき相平

正徳地志の相平のゆき相平のゆき相平
ゆき相平のゆき相平のゆき相平のゆき相平
ゆき相平のゆき相平のゆき相平のゆき相平

ゆき相平のゆき相平のゆき相平のゆき相平
ゆき相平のゆき相平のゆき相平のゆき相平
ゆき相平のゆき相平のゆき相平のゆき相平

正徳地志

Handwritten text in a cursive script, possibly a list or account, with several lines of text.

以急之狀... 然... 之... 百... 下... 七... 時... 下... 月... 初... 田... 所... 謂... 前... 戶... 祇... 出... 好... 事... 出... 越... 之... 成... 之... 病... 氣... 危... 合... 也... 乃... 各... 什... 者... 之... 危... 也... 一... 之... 也

九月八日

福井

Vertical handwritten text on the left side of the page, including the date and location.

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 取具を是迄之元高之石抱行に成り用之に成り居揚

一 早月沖布知止く遊覽者清久隆若船くく遊覽
 是是止く元方百儀未備くく若事少月多事北中
 比下少。以少。自多事若也。お拂山後り。右屋
 北集方多し多事。事合少事後。一旬代。重立死。誠内
 考多物。指。北。江。戸。お。之。一。同。少。細。丁
 定前。引。後。事。の。就。多。事。江。戸。お。之。一。同。少。細。丁
 事。下。目。左。屋。字。之。儀。方。の。事。日。お。梅。除。船。の。事。細。丁
 但此所測。候。之。事。の。儀。諸。之。遊。行。中。の。事。合。事。の
 一 是近く元方百儀未備くく考若物をも事多し但此所
 お通の若物くく分た左く真教あふた事少月以別船等
 運送方事北中。運下。の。事。の
 然事少若物。教。多。事。可。儀。未。備。く。内。事。少。事。以。別。
 不拍。事。事。少。人。数。事。の。事。の。事。

一 前日卯九人少くく遊族を明若遊行事少くく事
 候。の。事。の。事。

一 前日卯七人少くく遊族を明若遊行事少くく事
 候。の。事。の。事。

一 前日卯六人少くく遊族を明若遊行事少くく事
 候。の。事。の。事。

一 前日卯三人以下少くく遊族を明若遊行事少くく事
 候。の。事。の。事。

一 前日卯儀未備く考若物遊覧くく事少くく事
 候。の。事。の。事。

一 諸君の物清く、清水揚陸路運送之、
未滿之、方々、是又、清水月、
自家、金、
余目、振合、
事

辰九月

勢、
一月中、
不拍、
今、
以、

朝、
本、
至、
取、
右、

將、

九、

板中凡四寸七寸五分

農工商之計也

淨田之地

此坪何種何坪

何種

方寸計
湖區預中之分

空穴地

此坪何種何坪

何種

板中凡四寸七分

陸府上引移并主人面否正移兒

上地

此坪何種何坪

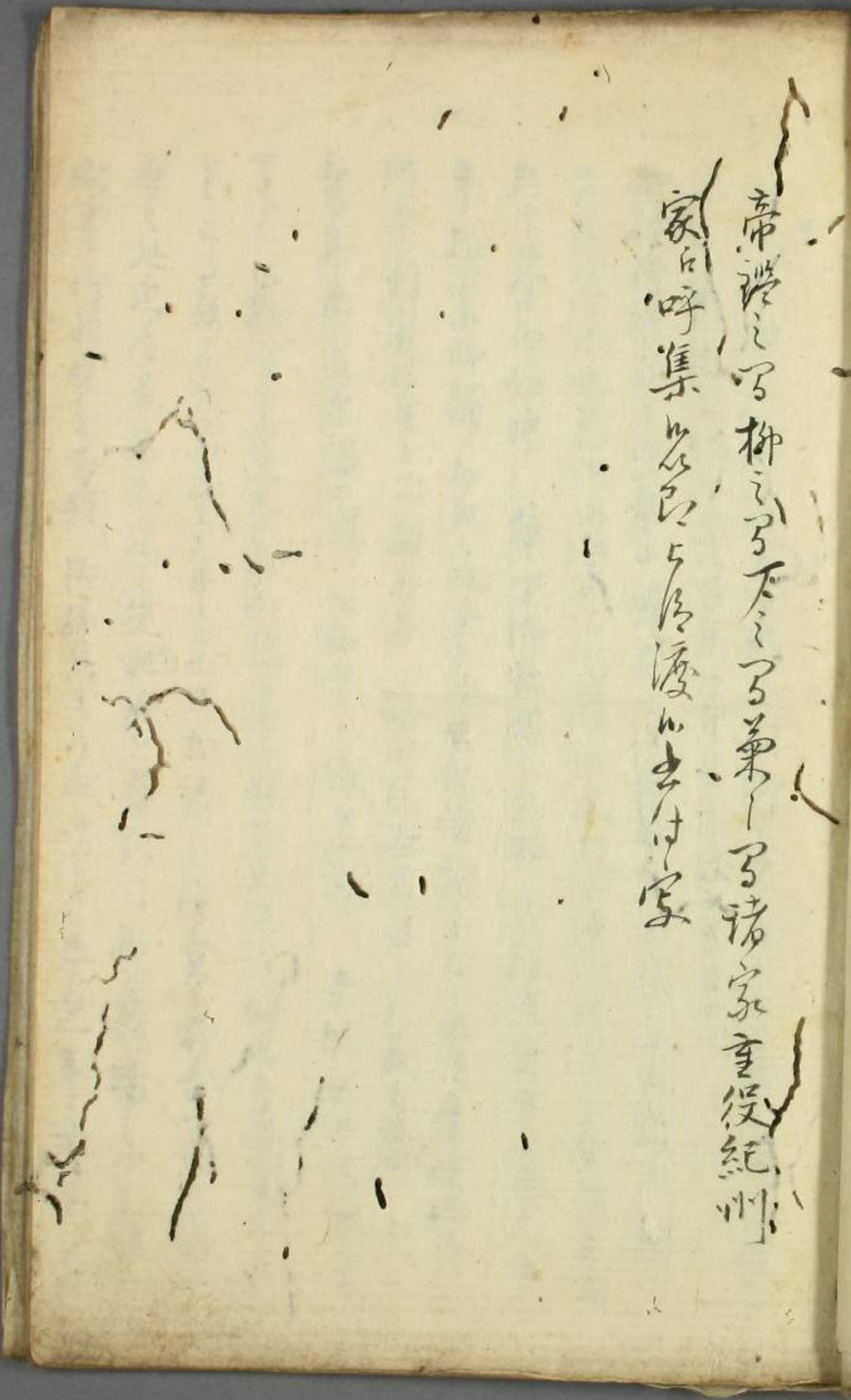
何種

方寸計

何種
田中之地
日

何種
此坪何種何坪
何種

帝... 柳... 下... 第... 子... 諸家... 重役... 紀州...
家... 呼... 集... 以... 為... 良... 与... 為... 渡... 以... 去... 付... 家



Handwritten text in the left margin of the right page, possibly a title or a reference note.

Handwritten text within a rectangular frame on the right page, possibly a title or a reference note.

Handwritten text within a rectangular frame on the right page, possibly a title or a reference note.

今即十月十日奉詔之間抑之有原之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

忠之有信之有義之有禮之有節之有忠之有信之有義之有禮之有節之有

相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...
相唱也。又... 今日... 諸侯... 王臣... 且... 夫... 夫... 夫... 夫...



丁卯十二月... 近來幕府の奸吏

朝權を弄弄... 朝廷と夢... 君臣の倫理を...

心して 幕府の奸吏と誅戮... 王政復古の儀と起る...

樹云 公權を辞... 謀りて再び 公權を盗んと欲...

舎者者千八百... 大奸吏と海を策... 知るべきも...

敢て諸民を震... 皇國の忠義

三月二日

米藩有義世運論解

一伊福孫云... 世の中... 由來と云...

凡二十年ある年... 年ハ悉く 王政...

つゝお元弘の... 下劣民の心も起り...

と云れぬ... 下賤より勤 王の端起り...

英よりむり... 盛盛大...

...

敵發せしむる也

一 富國強兵ありて事を致し世事は國係之の志と志統りて藩
長土に如き事ありて大邦の志を力として情を志ありて世事はあり
るべし知る也此れ此三藩ハりて富國強兵ありて他國備諸
藩の大化窮通ある行を右に三藩ハ君臣とも名分大義を志して
友と上下人の合同して戦用に入らる他諸件も同力を志して也
危し角も大義名分を主張せされば君臣合群ハ法して出ぬる也
是則大義也先眼を

如此ありしむるも水戸烈彦は早く察して幕府を諫められし用ひ
られし却て罪せしむる

幕府ありて水戸烈彦のけりも長幼以下
ありしは此月ひを却る他とすり是哀微

操烈彦以下を罪して國光も徳川其の抑を思ひぬる也

此とて後世よる見味は國老を以て高き類分なり決
律川の忠臣ははりの事上徳川公をも論水なる道理なり甲斐
の志長松も或田舎之賊にて其之賊は思ふに隨分な事とて幕元
を致しありしなりと雖も主君傍頼まて思入りて培世も情まれ詩
うらむを志しありし俗眼ありて過失也大坂を豊臣ありて大坂ありし
ころものなり

一方は藩を傾地ハ幕府より賜ふものなり或ハ幕府と君臣と義ありしと
此として論する者ありしなり若止ある事也如斯くは幕府をも志君をも
送罪し論する也そをいかにとるなり天朝より幕府は賜ひし地あり此
ころありし則ち此皇國を天朝より幕府は賜ひし地あり此
王土を私者なり王民と君臣の義を絶せしむるなり抑頼朝(天下の忠臣
捕使を) 勅許ありしは培世は盜三傾一垂れを是利以て謀りし

將亦ハ其監物等を以て持たす也然レハ今ハ領地ハ徳川家ハ諸藩子
分ち願けりれ旦 王民を以て幕府ハ從屬とせしめしむけハ幕府あり
業殊更ニ美之給ハ領地ハ幕府ハ賜一リとシ幕府と君民と義
を以て約せりともその時ハ幕府のたまふハ幕府ハ朝廷の法を蒙り
むる也況ヤ官位ハ 朝廷ハ賜物なれハ官位ハあるハ幕府ハ
不吏 王臣ハ混れ奇誰ハ臣ともせん

又云幕府六百八年之勤を以てと云ふは實に幕府の言なり併かひてハ
朝廷三千餘年之大恩を伺とせん又も一と六百餘年之勤ハ 朝恩ありといふ
そ其二百餘年ハ其勤より上りせん世上一人悉く幕府以後に承承て其勤
子父母ありと云ふハ六百餘年之勤ハ其勤より上りせん其勤より上りせん
其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん

一 幕府 朝廷御親政ハ御新を伺ひまゝハ其勤より上りせん其勤より上りせん

降下問ありて後ハ其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん
下りて其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん
を以て其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん

右世ハ中ハ其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん
を以て其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん
勤りぬるのとハ其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん
此と云ふハ其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん其勤より上りせん

ム

以布六及五段

小書信掛
山用

けり及名の有るは縁も自色も金も生年おる

脚正尼お掛中一匹化し内名向諸の表計移

人及との中一匹は掛お掛は身道半信雅等し之先

出立以今一長掛の大名が因分一ありのり由是る向

出立懸成上へ懸置おは 仰せ指し示る及之向

者下之向 紀伊公儀者 是る金も昔は之へ

是る由は之へ

有之也... 河移...
 西平... 受...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

三 投 山 庄

...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

元月二日

各員

札示

此後法多願五款

正服他下移他本經以者少族者以收納言以子集

以持即らぬ自以有古法用之扱以保之致

一 富三市兵庫汝之古法用之扱以保之致

八月

引渡通

領事官所

此後等代其至或之改而與之

代領事官所人

為費之為

者之引渡通

南島以自補也

一 引渡通

引渡通

海人ノ君親ノ子孫ハ、
是等事ヲ行フ所ニ、
明カニシテ、
本心ノ一ニシテ、

作シテ、
七月

此等事ハ、
上ノ事ニシテ、
心ニシテ、

下ノ事ニシテ、
福井侯作